

# IFRS 第4号 保険契約

これは、2011年1月1日に公表されたものであり、2011年1月1日以降に発効となるIFRSsを含み、置き換えられる予定のIFRSは含まれない。

この抜粋は、IFRS財団のスタッフが作成したものであり、IASBの承認を得たものではない。よって国際財務報告基準の規定を参照しなければならない。

この日本語訳はIFRS財団が指名するレビュー委員会により承認されていない。日本語訳は、IFRS財団の許可の下に日本公認会計士協会により発行される。日本語訳はIFRS財団の著作物である。

本基準の目的は、当審議会が保険契約に係るプロジェクトのフェーズIIを完成するまで、保険契約を発行するすべての企業（本基準において保険者と呼ぶ）による保険契約の財務報告について規定することである。特に、本基準は次のことを要求する。

- (a) 保険契約に係る保険者の会計処理に対する限定的な改善
- (b) 保険契約から生じる財務諸表の金額を識別、説明し、財務諸表利用者が保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を理解するのに役立つ情報の開示

保険契約とは、ある主体（保険者）が他の主体（保険契約者）から、特定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者に補償を行うことを同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約をいう。

本基準は、他のIFRSの適用範囲内の特定の契約を除き、企業が発行した保険契約（再保険契約を含む）及び保有する再保険契約に適用される。本基準は、IFRS第9号「金融商品」の範囲内の金融資産・金融負債など保険者の有する他の資産・負債には適用されない。さらに、本基準は、保険契約者の会計を取り扱っていない。

本基準は、保険契約にかかる会計方針を定める際にフレームワークを考慮するという要求を含めた、他のIFRSによる要求事項の適用を保険者に対し一時的に（すなわち、本プロジェクトのフェーズIの期間中）免除する。しかし、本基準は、

- (a) 報告期間の末日に存在しない保険契約から発生すると見込まれる支払のための（異常危険準備金及び平衡準備金のような）引当金を禁止する。
- (b) 認識された保険負債の十分性テスト及び再保険資産の減損テストを要求する。
- (c) 保険負債が免責されるか、又は解約されるか、あるいは失効するまで、保険負債を財政状態計算書に計上し、保険負債を関連する再保険資産と相殺せずに表示することを保険者に対して要求する。

本基準は、財務諸表が提供する情報の信頼性を低下させずに目的適合性が高まる場合又は目的適合性を低下させずに信頼性が高まる場合に限り、保険者が会計方針を変更することを認める。特に、保険者は、次については、いずれの会計方針も採用することはできないが、これらを含んだ会計方針を引き続き使用してもよい。

- (a) 保険負債を現在価値に割り引かずに測定すること
- (b) 将来の投資管理費用に係る契約上の権利を、類似サービスに対して他の市場参加者が現在課す手数料との比較により推定される公正価値を超える金額で間接的に測定する手法を使用すること
- (c) 子会社の保険負債について、不統一な会計方針を使用すること

本基準は、指定された保険負債について、現在の市場金利を反映させるために、每期、首尾一貫した方法で指定した保険負債を再測定するという会計方針の採用を認めている（さらに保険者は、他の現在の見積り及び仮定を選択し、反映することもできる）。これを許容しないとすれば、保険者は、すべての類似負債に対して、会計方針の変更を適用することを要求されていたであろう。

本基準は、次のような利用者の理解に役立つ開示を求めている。

- (a) 保険者の財務諸表に含まれる金額で、保険契約から生じたもの
- (b) 保険契約から生じるリスクの性質及び程度